

京都ジョブパーク事業
京都企業・求職者マッチング推進業務 仕様書

1 趣 旨

総合就業支援拠点「京都ジョブパーク」の基本方針等に基づき、求職者等に対して京都の中小企業の魅力を伝えるマッチングイベントの開催を通じ、京都ジョブパークに未登録の求職者等への利用拡大及び京都府内の中小企業の人材確保を図る。

2 委託業務名

京都ジョブパーク事業 京都企業・求職者マッチング推進業務

3 業務内容

上記1の趣旨を実現するため、京都ジョブパークの他コーナー及び中小企業を支える経営支援団体、市町村及び京都府内ハローワークと密接に連携して、京都府と協議の上、以下の業務を行うこと。

また、業務運営に当たっては、京都ジョブパーク総括業務取扱要領に則るとともに、常に業務の内容を検証し、必要な改善を図ること。

加えて、業務の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に万全の対策を講じること。

(1) 合同企業説明会の開催

ア 開催内容

以下の合同企業説明会を対面とオンラインで開催すること。また、求職者に関心の高いセミナーを対面会場で開催するなど、集客力ある企画になるよう工夫すること。

なお、下記(ア)及び(イ)(2回目11月分)の会場は、京都府で予約済みである。

(ア) 京都ジョブ博（学生向け）

2024年新卒学生等の積極採用及び大学生等のインターンシップ受入れを希望し、働きやすい職場づくりに取り組む京都企業が出展する80社～100社規模の合同企業説明会

a 開催日（予定）

令和5年6月3日（土）

b 会場（予定）

京都市勧業館みやこめっせ第3展示場A面

(イ) 京都ジョブ博（一般求職者向け）

一般求職者の積極採用及びインターンシップ受入れを希望し、働きやすい職場づくりに取り組む京都企業が出展する80社～100社規模の合同企業説明会

- a 開催日（予定）
令和5年10月頃
 - b 会場（予定）
京都経済センター2階又は京都市勧業館みやこめっせ
- (ウ) KYOTO 業界研究・仕事体験フェスタ（2回）
大学生等のインターンシップ受入れを希望する京都企業が出展する80～100社規模の合同企業説明会
- a 開催日（予定）
1回目：令和5年7月頃
2回目：11月11日（土）
 - b 会場（予定）
1回目：京都経済センター2階又は京都市勧業館みやこめっせ
2回目：京都市勧業館みやこめっせ第1展示場全面
- (イ) ミドル・シニアジョブ博
ミドル・シニア（概ね55歳以上の方。以下同じ。）の積極採用を希望する京都企業が出展する15社～30社規模の合同企業説明会
- a 開催日（予定）
令和5年12月頃
 - b 会場（予定）
京都経済センター2階又は京都テルサ
- (オ) 留学生ジョブ博
留学生の積極採用及びインターンシップ受入れを希望する京都企業が出展する15社～30社規模の合同企業説明会
- a 開催日（予定）
令和5年9月頃
 - b 会場（予定）
京都経済センター2階又は京都テルサ

イ 開催にあたっての業務内容及び留意事項

上記（1）のアに係る事業について、京都府及び別に委託する「京都府中小企業人材確保推進業務（以下「人確業務」という。）」と協議の上、以下の内容を実施すること。

(7) 事業内容の企画提案・調整

スケジュール、会場レイアウト、コンテンツなど事業内容の企画提案及び調整を実施すること。

(イ) 出展企業の募集・事前説明会の実施

a 京都府内の中小企業への周知

京都府内の中小企業への周知について、開催の2ヶ月前までに出席企業

募集要項等の必要となる資料を作成の上、WEBサイトでの告知を実施するとともに、人確業務に企業募集依頼を行うこと。

b 出展企業向け事前説明会の開催

開催の2週間前までに、イベント概要や当日の流れ等を説明し、滞りなく合同企業説明会を実施できるよう出展企業向け事前説明会を開催するとともに、各企業が自社について魅力的な説明を実施できるようポイントを押さえたセミナーを実施すること。

(ウ) 広報の企画及び実施

開催の2ヶ月前までに出展企業の高い満足度及び多くの求職者の集客を図ることのできる効果的な広報を提案し、京都府と協議の上、実施すること。チラシ、ポスター、特設サイト及び出展企業の紹介冊子は必ず作成すること。また、広報期間は1ヶ月半以上必ずとること。

(イ) 当日の運営

人確業務及び学生等支援業務（以下「学生業務」という。）と協力し、滞りなく運営できるように、会場の準備や必要な人員の配置などを実施すること。

また、出展企業及び来場者へのアンケート調査を必ず実施すること。

(オ) 実績の報告及び効果の分析

開催後、3週間以内にアンケート集計などを実施し、実績報告書を提出すること。

また、人確業務の実施する出展企業に対する人材確保状況調査の結果を活用し、効果の分析を実施すること。

(2) 会議の出席

現場責任者は、京都ジョブパーク事業の定例会議、京都ジョブパーク他コーナーとの調整会議及びその他京都府の指示する会議に参画するとともに、必要に応じ、会議に必要な資料を作成すること。

4 人員配置体制

本業務の実施にあたり、以下のとおり人員を配置すること。

現場責任者は、常に京都府と連絡可能な体制及び業務の主たる実施場所における緊急時の速やかな指揮命令体制を整えること。

なお、業務遂行に課題があると京都府が認める場合は、直ちに人員体制を見直すこと。

また、京都テルサ内で従事する場合、概ね下表の人数の下限数が従事できる執務スペースを使用可能とする（使用料負担は求めない）。

人員	人数 (※1)	主な役割	必要な資格・経験等
(1)現場責任者	1人	<ul style="list-style-type: none"> ・当事業の企画・進捗管理 ・合同企業説明会の事務局総括 ・京都府及び他コーナーとの調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・マネジメントや企画提案力が必要な業務の経験があるもの
(2)事業推進員	概ね2人以上	<ul style="list-style-type: none"> ・合同企業説明会の事務局運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報力が必要な業務の経験があるものを1人以上配置すること

(※1) 上表の人数は、原則として、1,891時間（1日を7.75時間とした場合、概ね週5日勤務）の従事をもって1人とし、(2)の人員は、複数人で分担することもできるものとする。

5 運営管理・実施報告等

(1) 目標数

業務運営に係る最重要目標として、以下の項目を管理すること。

ア 大規模合同企業説明会（京都ジョブ博（学生向け・一般求職者向け））の参加登録者数

1,000人

イ 京都ジョブパーク新規登録者数（※2）

1,200人

(※2) 本仕様に基づく業務において新たに支援し、京都ジョブパーク登録をした者の総数（既登録者のうち、活動終了となった方の新たな登録もカウント可とする。）

(2) 管理項目

上記目標数のほか、業務の進捗状況を管理する重要な指標として、以下の項目を管理すること。

ア 合同企業説明会の出展企業に対するCS調査の平均点（10点満点）

8.5点

(3) 報告

上記（1）及び（2）の実績については、京都府が定める様式の月報により京都府に報告を行い、京都府の評価・指示等を踏まえ、円滑な業務の推進に努めること。

また、本事業に係る支援内容等をJPシステム（※3）へ登録するとともに、必要に応じ、京都府に別途報告すること。なお、京都ジョブパークに常駐従事しない場合のJPシステムへの登録は、週に1回以上とする。

(※3) 京都ジョブパークを利用する求職者や企業の情報を管理するために、ジョブパーク内に設置するシステム

(4) 進捗状況の確認等

月報により京都府へ報告する際には、常に上記(1)及び(2)の目標数と比較した上で、進捗管理を行うこと。

上記(1)及び(2)の実績が目標数を下回る場合又は現行業務に課題がある若しくは起こりうると予想される場合には、その要因を分析するとともに、京都府と協議の上、積極的に改善に取り組むこと。

6 個人情報保護

京都ジョブパークの運營業務を通じて取得した個人情報については、京都府個人情報保護条例及び京都ジョブパーク諸規程その他関係法令に基づき、適正に管理し、取り扱うこと。

7 委託対象経費

(1) 委託業務に従事する者の人件費（前金払可とする。）

- ア 賃金
- イ 通勤手当
- ウ 社会保険料等

(2) 委託業務に要する事業費

- ア 講師謝金
- イ 旅費
- ウ 消耗品費
- エ 印刷製本費
- オ 燃料費
- カ 会議費
- キ 通信運搬費
- ク 広告費
- ケ 手数料
- コ 保険料
- サ 賃借料
- シ 会場使用料
- ス 京都府と協議して認められた経費

(3) 一般管理費（委託対象経費の1割以内）

8 業務完了報告

本業務が完了したときは、直ちに以下の事項を記載した業務完了報告書を京都

府に提出すること。

- (1) 本業務の実施結果
- (2) 本業務に要した経費内訳

9 財産権の取扱い

委託事業により生じた特許権等の知的財産権は、委託元である京都府に属するものとする。

10 その他

- (1) 京都府事業の受託であることを理解し、法令を遵守し適正に業務を執行するとともに、京都ジョブパークが定める諸規程、理念及び行動指針を遵守すること。

なお、上記4に記載する人員及び当該人員以外で任命する事業の総括責任者を京都ジョブパーク従事者として登録し、届け出るとともに、上記規定について、周知徹底を図ること。

- (2) 京都府と協議の上で実施内容を決定する上記3(1)イ(ウ)に係る業務については、18,707千円(税込)以上の事業費(当該委託事業者の人件費を除く。以下同じ。)で企画・実施することとし、事業費が18,707千円(税込)の範囲内においては、京都府の求めに応じ、企画内容を変更すること。
- (3) 上記3の業務については、京都府と協議の上、再委託することができる。
- (4) その他、契約書及び事業仕様書に定めのない事項や細部の事業内容については、京都府が受託事業者と協議して決定するものとする。